

令和6年度

社会福祉法人常成福祉会
事業計画書

社会福祉法人常成福祉会（法人本部・事業総括）事業計画書
障害者支援施設「丹沢レジデンシャルホーム」事業計画書
生活介護事業所「花鳥デイサービスセンター」事業計画書
多機能型（生活介護・就労継続B型）事業所「秦野ワークセンター」事業計画書
居宅介護事業所「花鳥地域生活支援センター」事業計画書
日中一時支援事業所「ときの家」事業計画書
生活介護事業所「あじさい」事業計画書
児童発達支援事業所「秦野市児童発達支援事業たんぽぽ教室」事業計画書
相談支援事業所「丹沢自律生活センター総合相談室」事業計画書

令和6年度 社会福祉法人常成福祉会(法人本部・事業総括)事業計画書

I. 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

『自由・自主・自律』

法人の基本理念は、法人が設置、経営する社会福祉施設・事業のすべてにわたる運営の基本であり、施設・事業の基本方針はこの理念に基づきそれぞれの施設・事業ごとに定める。

2. 基本方針

丹沢自律生活センターを法人及び各事業施設の中核的な組織『小規模・多機能・複合型総合福祉施設』として位置づけ、権利保障事業および相談支援事業を主体に、人権を尊重した質の高い地域・在宅福祉及び施設福祉の総合的なサービスの推進をめざす。

II. 重点目標

1. 第5次施設整備計画の推進

第5次施設整備計画を具体的に推進し、円滑な実施に向けた進行管理に努める。

2. 将来を見据えた基盤整備

第5次施設整備計画による拠点整備を踏まえた組織を検討し、ガバナンスを強化する。

III. 主要事業の概要

1. 理事会の開催

業務執行上の重要事項を審議・決定（令和6年5月、11月、令和7年3月）

2. 監事会の開催

法人の業務監督及び会計監査を実施（令和6年5月）

3. 評議員会の開催

法人運営の基本ルール・体制を決定し、事後的に法人運営を監督（令和6年6月、令和7年3月）

4. 権利保障委員会による福祉サービスの検証と適正実施

- (1) 第三者委員と連携した権利保障の視点による相談の受付及び苦情解決
- (2) 専門委員（弁護士、公認会計士）と連携した法令遵守体制の整備
- (3) サービスマニュアルの審査及び公的サービス評価基準に基づいた評価の実施
- (4) リスクマネジメントシステムの構築
- (5) 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

5. 障害者総合支援法による事業運営

- ①障害者支援施設（施設入所支援・生活介護・短期入所）〈丹沢レジデンシャルホーム〉
- ②生活介護事業〈花鳥デイサービスセンター、あじさい〉
- ③一般相談支援事業〈丹沢自律生活センター総合相談室〉
- ④居宅介護事業、重度訪問介護事業〈花鳥地域生活支援センター〉
- ⑤多機能型通所事業（生活介護・就労継続支援B型）〈秦野ワークセンター〉

6. 児童福祉法による事業運営

- ①児童発達支援事業〈たんぼぼ教室〉
- ②障害児相談支援事業〈丹沢自律生活センター総合相談室〉

7. 秦野市の地域生活支援事業

- ①入浴サービス事業〈丹沢レジデンシャルホーム〉
- ②移動支援事業〈花鳥地域生活支援センター〉
- ③日中一時支援事業〈丹沢レジデンシャルホーム、ときの家、あじさい〉
- ④特定相談支援事業〈丹沢自律生活センター総合相談室〉

8. 災害時の支援体制の強化

- (1) 秦野市との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定の遵守
- (2) 菩提自治会連合会との防災相互援助協定の遵守

令和6年度 障害者支援施設「丹沢レジデンシャルホーム」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

丹沢レジデンシャルホーム事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの実現に努めます。
- (2) 自主的で協働した活動の実現に努めます。
- (3) 自律し、連帯した生活の実現に努めます。

2. 基本原則

- (1) 居住者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 居住者の個別支援計画に基づいた介護及び看護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護及び看護を実施する。
- (3) 居住者との心理的な交流に努め、社会参加、身体機能の維持及び向上及び地域生活移行のための機会を提供する。
- (4) 居住者の衣類、日常生活用具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適な生活・居住環境を確保する。
- (5) 居住者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じて個別に対応する。
- (6) 居住者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 自治会が決議した各種「きまり」を尊重するとともに、常にその履行を求める。

II. 重点目標

1. 居住者の意思決定支援に係る質の向上

居住者とのかかわりから得た様々なアセスメント情報をもとに相談支援専門員等との関係機関と連携したチーム支援が展開できるよう意思決定支援の定着を図る。組織としては、事例検討（棟会議等含む）や研修機会を活用し、本人中心支援を基盤とした各種支援を展開できるよう人材育成に努める。

2. 災害対策の強化

組織（施設）の防災対策、発災後の対応について、居住者の不安感や意見等を参考にしながら災害対策に取り組む。特に居住者への情報提供、防災訓練の実施方法を見直し、実施できるよう努める。

3. 居住者及び職員の健康管理、感染症対策の徹底

医療職と連携し、居住者及び職員の感染症対策の徹底と健康管理、医療的ケア（喀痰吸引等）の安全かつ適正な実施に努める。

4. 食の満足度と栄養ケアマネジメント、衛生管理を意識した食事の提供

食事提供に係る衛生管理及び安全性、栄養ケアマネジメントによるサービス提供の質の向上に努める。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた居住者自治会との連携

自治会役員との定例会議等を開催し、施設の運営方針の共通理解とその実現について、施設及び居住者相互が協力し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

個々のニーズに即した支援計画を策定し、生活目標に沿った自主的かつ積極的な活動を支援する。

3. 各種事業の効果的な展開

各委員会・クラブ活動、自治会について、個別のニーズに応じた効果的な事業の展開に努める。

4. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、実践教育部会とも連携し、取り組む。

令和6年度 生活介護事業所「花鳥デイサービスセンター」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

花鳥デイサービスセンター事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の個別支援計画に基づいた介護及び看護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護及び看護を実施する。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、社会参加、身体機能の維持及び向上のための機会を提供する。
- (4) 利用者の日常生活用具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適なサービス環境を確保する。
- (5) 利用者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じて個別に対応する。
- (6) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 利用者の生活目標の設定とその達成のための自主的かつ積極的な活動を支援する。

II. 重点目標

1. 生活力向上と意思決定を意識したサービス提供

利用者からの希望や要望を適切な支援に結び付けていくマネジメント力を高め、個々の生活力向上、意思決定の尊重に努め、個別支援を図る。

2. 個人の尊重と心地よい集団の場の構築

各利用者の思いを尊重しながら、集団の場においても、それぞれが心地よく過ごすことができるよう互いの存在を意識し、思いやる気持ちを高められる環境作りに努める。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた利用者との連携

利用者会議（毎月）、家族交流会などの開催により、運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

利用者の個別の実態に即した支援計画を策定し、利用者の生活目標に沿った自主的かつ積極的な日中活動を支援する。

- (1) 創作活動（手芸・工芸・絵画などの創作活動全般）
- (2) 機能訓練（医師の処方による訓練のほか歩行、体操等）
- (3) 社会適応訓練（買物訓練及びレクリエーション等）
- (4) 日常生活訓練（日常生活動作、家事訓練等）
- (5) 給食サービス（通所時の給食サービス）
- (6) 送迎サービス（通所時の送迎サービス）
- (7) 喫茶事業（総合福祉施設利用者の憩いの場を提供するとともに利用者の社会適応能力の向上を支援する事業）

3. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和6年度 多機能型(生活介護・就労継続支援B型)事業所「秦野ワークセンター」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

秦野ワークセンター事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定による作業の機会を提供します。
- (2) 自主的で協働した作業活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の個別支援計画に基づいた介護及び看護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護及び看護を実施する。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、作業意欲の維持及び向上のための機会を提供する。
- (4) 利用者の作業具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適な環境を確保する。
- (5) 利用者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じて個別に対応する。
- (6) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 利用者の作業・社会参加目標の設定とその達成のための自主的かつ積極的な活動を支援する。

II. 重点目標

1. 明るく、調和を保てる作業環境を提供

利用者と職員が作業環境や作業内容について意見を交換し合い、誰もが明るく積極的に作業に参画できるように努める。

2. 安心なサービス提供を目指し、緊急時・災害時に備える

個別支援と環境整備の両面から作業環境の安全性向上を図り、利用者と共に緊急時や災害時の対応に備えていく。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた利用者との連携

利用者会議（毎月）などの開催により、運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

利用者の個別の実態に即した個別支援計画を策定し、利用者の作業・社会参加目標に沿った自主的かつ積極的な活動を支援するとともに、各関係機関との連絡を密にする。

- (1) 陶芸創作事業（障害者が使用する特殊食器などの創作事業）
- (2) 印刷事業（名刺、簡易印刷などの事業）
- (3) 寝具乾燥消毒事業（在宅高齢・障害者の寝具乾燥消毒・抗菌処理を巡回して行い、在宅生活を支援する事業、手工芸製作、リサイクルアルミ缶・古紙回収作業）

3. 各種事業の効果的な展開

- (1) 就労・社会参加を目標とした各作業種目を主とする支援について、利用者主体の就労活動の場として個別の需要に応じた効果的な展開に努める。
- (2) 各作業部門会議を開催し、利用者の自主的かつ積極的な作業の展開に努める。
- (3) 作業を通して利用者各自の就労意欲、社会的役割感が向上するように作業環境の整備に努める。
また、日中活動の場の提供及び作業種目を検討し、作業活動と日中活動の明確化をめざす。
- (4) 販路を拡大することにより、社会とのつながりを実感し、作業・就労意識の向上および作業工賃の安定に努める。

4. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和6年度 居宅介護事業所「花鳥地域生活支援センター」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

花鳥地域生活支援センター事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の個別支援計画に基づいた介護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護を実施する。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、社会参加、身体機能の維持及び向上のための機会を提供する。
- (4) 利用者の日常生活用具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適なサービス環境を確保する
- (5) 利用者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じた家事支援に努める。
- (6) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 利用者の生活目標の設定とその達成のための自主的かつ積極的な活動を支援する。

II. 重点目標

1. 利用者・家族の思いに寄り添った柔軟なサービス提供

利用者の生活環境に合わせ、日常的な相談に応じ柔軟なサービス提供に努める。また、新たなニーズには関係機関と連携し、在宅生活をサポートしていく。

2. 人材確保に努め、安定した支援を提供する

人材確保とサービスの質の向上を目指し、安定したサービス提供体制を構築していく。

III. 主要事業の概要

1. 運営方針に基づいた利用者との連携

運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

利用者の個別の実態に即した支援計画を策定し、利用者の生活目標に沿った自主的かつ積極的な活動を支援する。

- (1) 身体介護（入浴・起床・就寝等の身体介護）
- (2) 家事援助（洗濯・掃除・調理等の家事援助）
- (3) 移動支援（外出時の移動支援）
- (4) 重度訪問介護

3. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和6年度 日中一時支援事業所「ときの家」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

ときの家事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った活動に努める。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、社会参加の機会を提供する。
- (4) 利用者の日常生活用具、補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適なサービス環境を確保する。
- (5) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。

II. 重点目標

1. 利用児者の特性や成長に沿った支援に努める

利用児の特性や成長と共に変化する就学環境を見据え、本人や家族が抱える不安や思いを受け止め、利用しやすいサービスを目指す。

2. 関係機関との連携強化

学校や相談員、併用事業所等の関係機関と連携を図り、生活全般を意識した支援を提供し、安心して生活できる環境作りに努める。

III. 主要事業の概要

1. 関係機関との連携

利用者の日中活動や家族のレスパイトなど、個別性の高いニーズに応えられるよう中核施設（本体施設）及び関係機関との連携を図る。特に、児童に関しては、学校との連携を強化する。

2. 日中活動における効果的な支援の展開

- (1) レクリエーションや人的交流など個別の需要に応じた効果的な事業展開に努める。
- (2) 養護学校への迎えを実施し、家族の送迎負担を軽減する。
- (3) 地域自治会行事へも積極的に参加する。

3. 地域交流センター「ときの広場」の運営

運営委員会を開催し、ソーシャルネットワーク構築をめざした地域交流会を開催する。

4. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和6年度 生活介護事業所「あじさい」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の個別支援計画に基づいた介護及び看護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護及び看護を実施する。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、社会参加、身体機能の維持及び向上のための機会を提供する。
- (4) 利用者の日常生活用具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適なサービス環境を確保する。
- (5) 利用者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じて個別に対応する。
- (6) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 利用者の生活目標の設定とその達成のための自主的かつ積極的な活動を支援する。

II. 重点目標

1. 医療的ケアが必要な方への体制整備

医療的ケアの必要な方が安心・安全に活動できる体制作りに努め、更なる地域ニーズを把握し、事業所の役割を果たしていく。

2. 体験の場の提供

様々な体験を通して心や身体への働きかけをおこない、豊かで健康な日常生活に繋がられるよう努めていく。また、利用者の様子や変化をご家族と共有していく。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた利用者・家族との連携

運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者・家族相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

利用者の個別の実態に即した支援計画を策定し、利用者の生活目標に沿った自主的かつ積極的な日中活動を支援する。

- (1) 創作活動（手芸・工芸・絵画などの創作活動全般）
- (2) 機能訓練（専門職による訓練のほかストレッチ等）
- (3) 社会適応訓練（外出等）
- (4) 日常生活訓練（日常生活動作等）
- (5) 給食サービス（通所時の給食サービス）
- (6) 送迎サービス（通所時の送迎サービス）
- (7) 医療的ケア（経管栄養の注入、たんの吸引等）

3. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和6年度 「秦野市児童発達支援事業たんぼぼ教室」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

たんぼぼ教室の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な雰囲気の中で児童の発達段階に合わせた早期療育の機会を提供します。
- (2) 自主的に行動できる力を育み、他者との関係を構築する機会を提供します。
- (3) 自律という成長の視点から、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った療育支援の展開に努める。
- (3) 利用者の使用する教材、活動環境、日常生活用具、補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適な療育支援環境を確保する。
- (4) 利用者支援にあたっては、保護者への相談支援、専門職などとの連携を重視し、個別支援計画に基づいた療育支援を行う。
- (5) 利用者、保護者、教育及び医療などの関係機関及び行政機関との連携に努める。

II. 重点目標

1. 早期療育の場の安定

秦野市の早期療育の場の充実と安定を目指し、ニーズに応じたサービス提供に努め、経験豊富な職員の育成に努める。

2. 保護者支援への充実

保護者と共に子育てする大変さを支え、楽しさを共感しながら、幼児の健やかな成長を支える。

3. 各種法令に沿ったサービスの提供

児童発達支援ガイドラインや各種法令、委託契約に応じたサービスの提供を図る。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた利用者・家族との連携

運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者・家族相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

児童の個別の実態に即した支援計画を策定し、児童の生活目標に沿った自主的かつ積極的な日中活動を支援する。

- (1) 日常生活に必要な基本動作の指導
- (2) 集団生活への適応訓練
- (3) 言語機能の発達を促すための訓練
- (4) 運動機能の維持回復を図るための訓練
- (5) 療育に関する相談
- (6) 家族等に対する療育指導

3. 関係機関との連携による療育支援の展開

児童発達支援センター及び療育保育関係機関、医療及び心理、リハビリテーション、行政、教育などの関係機関との連携を図り、療育支援の効果的な実施を目指す。

4. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づき、法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和6年度 相談支援事業所「丹沢自律生活センター総合相談室」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

丹沢自律生活センター総合相談室事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った相談支援の展開に努める。
- (3) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談およびサービス等利用計画作成の支援を提供する。
- (4) 利用者の相談支援にあたっては、地域との結びつきを重視して、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス及び就労、教育機関等との連携に努める。
- (5) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。

II. 重点目標

1. 適切なアセスメントによる計画相談支援等を活用した利用者中心の相談支援を提供する
医療的ケアを必要とする方も含めた利用児者・家族に適切なアセスメントを実施し、計画相談支援等を活用してケアマネジメントによる利用者中心の相談支援を提供する。
2. 秦野市及び圏域内市町における相談支援体制の充実、強化に向けて積極的に役割を果たす
秦野市障害者支援委員会、懇話会相談部門・こども部門、秦野市相談支援事業所等連絡会、及び圏域内市町協議会・部会等に参加し、関係機関とともに相談支援体制の充実、強化に積極的に関与する。
3. 障害当事者の権利が保障される地域づくりに寄与する
重層的・包括的支援の観点から多様な社会資源との繋がりを通じた権利擁護体制を構築する。

III. 主要事業の概要

1. 適切なアセスメントによる計画相談支援等の効果的な実施
適切にアセスメントし、意思決定支援を意識した利用者中心のサービス等利用計画等を作成する。
2. 秦野市障害者虐待防止センター事業の実施
障害者の権利を保障する為、地域関係機関との連携を強化し、障害者虐待の予防、早期発見、早期対応に努める。
3. 湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク等形成事業の実施
湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会と2つのネットワーク活動を通じて県市町及び関係機関と密に連携し、地域課題の解決に向けて共に取り組む。
4. かながわ医療的ケア児支援センター湘南西部ランチ事業、秦野市医療的ケア児等コーディネーター事業の実施
神奈川県、秦野市それぞれの医療的ケア児等コーディネーター事業により、医療的ケア児とその家族の相談支援に携わり、地域課題を整理して、ネットワークを活用した解決に取り組む。
5. 湘南西部圏域グループホーム連絡会を通じたグループホームの支援体制強化
圏域内市町のグループホーム連絡会、部会との協働により課題解決の取り組みを推進し、質の向上に取り組む。
6. 地域福祉、地域支援事業の実施
IT講習会、秦野市社会福祉協議会等の活動への参加協力を通じ、地域福祉の推進を図る。

IV. 会議・委員会等

1. 会議

- (1) 総合会議（運営上の問題点検討及び改善指示、法令遵守に関する協議；月1回）
- (2) 職員会議（業務上の問題点及び業務連絡；月1回）
- (3) 運営会議（運営上の問題点及び業務連絡；月1回）
- (4) 地域連絡調整会議（地域住民との連絡調整；年1回）
- (5) ボランティア連絡調整会議（ボランティアとの意見交換；年1回）
- (6) 個別支援会議（利用者支援に関する協議及び関係機関との連絡調整；随時）
- (7) 居住者・利用者会議（施設の方針及び居住者・利用者の要望等；月1回）
- (8) 自治会役員との連絡会議（施設の方針及び居住者・利用者の要望等；月1回）
- (9) 担当部門会議（利用者の支援及び業務内容の検討；随時）

2. 委員会

- (1) 施設利用者選考委員会（利用希望者の支援検討；随時）
- (2) 衛生委員会（衛生管理に関する協議；月1回）
- (3) 防火管理委員会（防火管理に関する協議；月1回）
- (4) 権利保障委員会（福祉サービスに関する検証；随時）
 - ① 苦情解決部会（サービス利用上の苦情、相談等の審議；随時）
 - ② サービス評価部会（サービス評価事業の進行管理；随時）
 - ③ サービスシステム部会（サービスに関する小委員会の進行管理；随時）
 - ④ 虐待防止部会（虐待防止に関する協議；随時）
- (5) 実践教育委員会（職員研修に関する進行管理；随時）
- (6) 実習委員会（実習に関する進行管理；随時）
- (7) 広報委員会（ホームページ、広報誌等の広報事業の進行管理；年4回）
- (8) 食事サービス委員会（食事に関する協議；月1回）

3. 要綱

- (1) 総合福祉施設物品貸与事務取扱要綱
- (2) 丹沢レジデンシャルホーム居住者預かり金等事務取扱要綱
- (3) 社会福祉法人常成福祉社会衛生委員会運営要綱
- (4) 社会福祉法人常成福祉社会社会貢献事業実施要綱
- (5) 施設内における日常生活の案内（丹沢レジデンシャルホーム居住者自治会作成）

4. 直接支援関連

- (1) 自治会・QOL委員会（居住者自治会との連絡調整、QOL調査研究など；丹沢）
- (2) 日中活動委員会（移送サービスの企画、施設内外活動の企画及び支援など；丹沢）
- (3) 環境整備委員会（日常生活動作の訓練評価、自助具の開発作製、環境整備など；丹沢）
- (4) 移乗介助検討委員会（居住者の身体状況、ADLに合わせた適切な移乗の見直し、検討など；丹沢）

5. 消防・防災計画

- (1) 自主点検検査の実施（計画第14条；随時）
- (2) 消防設備士点検検査の実施（計画第15条；6月・12月）

